

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月23日
【計算期間】	第1特定期間（自 平成26年6月27日 至 平成27年7月27日）
【ファンド名】	ダブルエンジン 14-06
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてブラジル・リアル建てのブラジル割引国債および日経平均株価（日経225）に連動する上場投資信託証券（ETF）に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（ ）	あり （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回 年4回 年6回 （隔月）	日本 北米 欧州 アジア	
不動産投信	年12回 （毎月）	オセアニア 中南米	
その他資産（ ）	日々 その他 （ ）	アフリカ 中近東（中東） エマージング	
資産複合（資産配分変更型 （債券 公債、その他資産（投資信託証券））			なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

##### 商品分類の定義

- ・単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンド
- ・内外・・・目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

- ・資産複合・・・目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

### 属性区分の定義

- ・資産複合（資産配分変更型（債券 公債、その他資産（投資信託証券）））・・・目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの（債券 公債...目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国債機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの）（その他資産（投資信託証券）...目論見書または信託約款において、主としてその他資産（投資信託証券）に投資する旨の記載があるもの）
  - ・年1回・・・目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
  - ・日本・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
  - ・中南米・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
  - ・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないもの
- 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

### ファンドの特色

1. 主として、ブラジル・リアル建てのブラジル割引国債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### ■過去15年間の円／ブラジル・リアルの推移



データ出所：WMロイター社のデータを基にパインブリッジ・インベストメンツが作成(1999年4月から2014年4月)

2. 日経平均株価（日経225）に連動する上場投資信託証券（ETF）に一部投資を行い、日本株式市場の値上がりによる信託財産の成長を目指します。

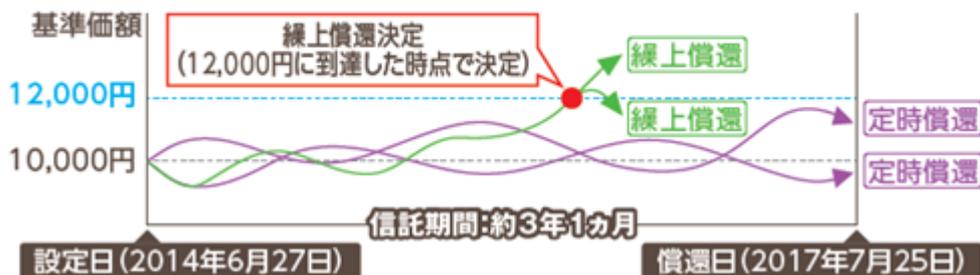
日経平均株価（日経225）とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。日経平均株価（日経225）に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。

### ■過去15年間の日経平均株価の推移



3. 基準価額が12,000円以上となった場合には、保有している有価証券等を売却し安定運用に切り替え、速やかに繰上償還を行います。

### ■当ファンドの償還ルールについて



基準価額が12,000円に達した場合には、原則として保有している有価証券を売却して安定運用に切り替えたあと速やかに繰上償還を行います。この水準はファンドの償還を決定するための基準価額の水準であり、売却コストや市況動向等によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあるため、ファンドの基準価額が12,000円となった翌営業日以降の基準価額が12,000円以上であることを保証するものではありません。また、ファンドの償還価額が12,000円を上回ることを示唆または保証するものでもありません。

上記は当ファンドの償還ルールの一部を単純化して示したものであり、必ずしもすべてを網羅したものではありません。またすべてのケースにあてはまるとは限りません。

4. 外貨建て資産については、原則として為替のヘッジを行いません。

5. 運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額

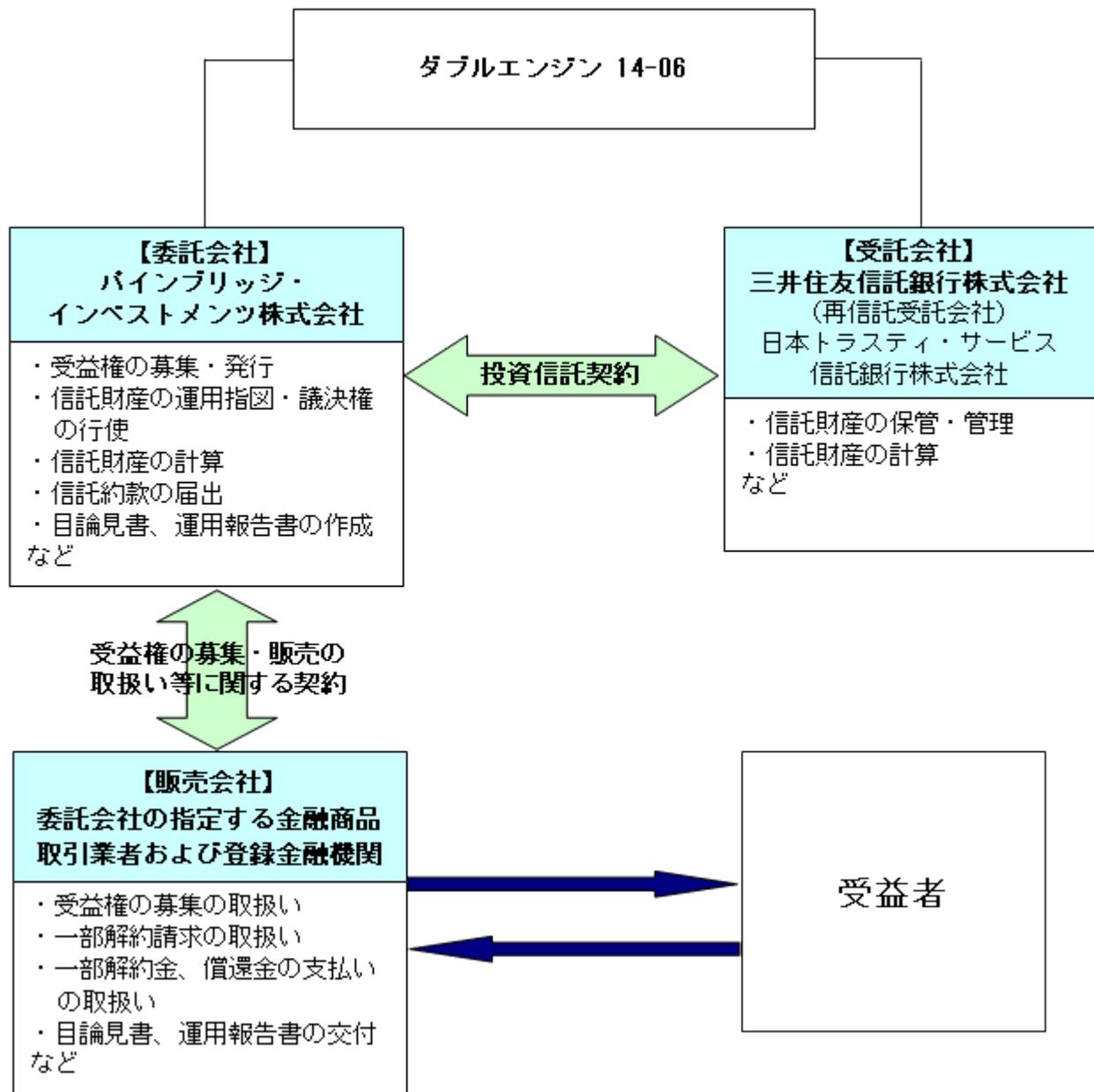
300億円とします。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成26年6月27日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

## 委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・ 資本金の額 500,000,000円（平成27年8月末日現在）

## ・ 会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

## ・ 大株主の状況（平成27年8月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・ 当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、主としてブラジル・レアル建てのブラジル割引国債および日経平均株価（日経225）に連動する上場投資信託証券（ETF）に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### 投資対象

ブラジル・レアル建てブラジル割引国債および日経平均株価（日経225）に連動する上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 主として、ブラジル・レアル建てのブラジル割引国債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。
2. 日経平均株価（日経225）に連動する上場投資信託証券（ETF）に一部投資を行い、日本株式市場の値上がりによる信託財産の成長を目指します。
3. 外貨建て資産については、原則として為替のヘッジを行いません。
4. 基準価額が12,000円以上となった場合には、保有している有価証券等を売却し安定運用に切り替え、速やかに繰上償還を行います。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ. 金銭債権（イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. (投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

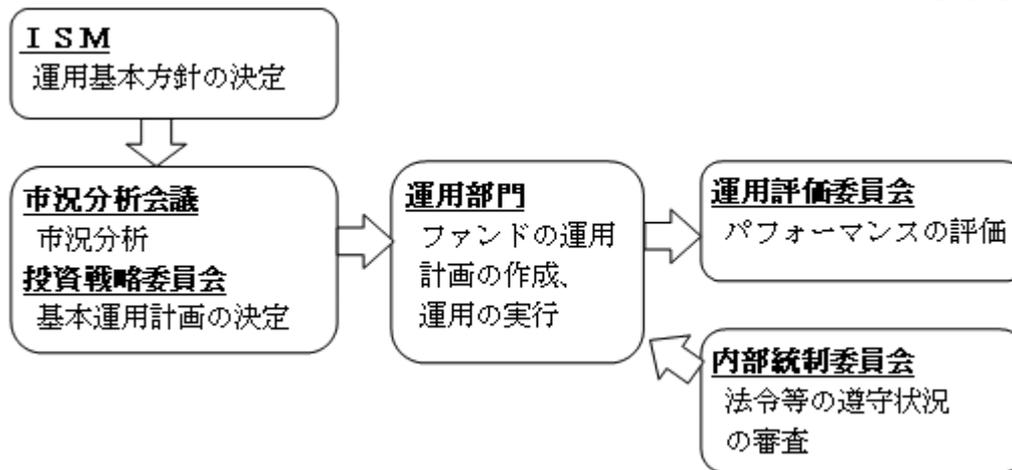
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



#### 1. 運用基本方針の決定

- ・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしての運用戦略の概要が決定されます。

#### 2. 運用計画の決定と運用の実行

- ・月次で市況分析会議を行い、ISMの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。
- ・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。
- ・運用部門（14名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。

#### 3. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

#### 4. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成27年8月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

#### （4）【分配方針】

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

#### （5）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。以下同じ。))を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建て資産(外貨建て有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、主としてブラジル・リアル建ての割引国債および日経平均株価(日経225)に連動する上場投資信託証券(ETF)など値動きのある有価証券等(外貨建て資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

#### 価格変動リスク

当ファンドの投資する有価証券等は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 為替変動リスク

当ファンドはブラジル・リアル建ての国債を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。なお、新成長国(新興国)への投資には、相対的に高い為替変動リスクを有します。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

## 信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。当ファンドの主要投資対象となるブラジル・レアル建ての国債は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付会社により評価されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落することがあります。

## 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

## 新成長国のリスク（カントリーリスク）

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの投資対象となるブラジルの国債等への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が有価証券の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、債務不履行（デフォルト）、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があります。これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。さらに、通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。換金代金の支払日が遅延する可能性があります。

## 流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

## その他のリスク・留意点

### 1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

### 2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

### 3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

### 4. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模や残存信託期間等によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

### 5. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、基準価額が12,000円以上となった場合には、信託約款の規定にしたがい、保有有価証券を売却し、速やかに繰上償還しますが、この水準はファンドの償還を決定するための水準であり、組入有価証券の売却コストや市況動向等によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあるため、12,000円以上となった日の翌営業日以降のファンドの基準価額が12,000円以上であることを保証するものではありません。また、ファンドの償還価額が12,000円を上回ることを示唆または保証するものではありません。なお、基準価額が12,000円以上となった場合には、速やかに繰上償還することを目指しますが、市況動向等により、償還までに日数がかかる場合があります。

前記以外にも、当ファンドは、残存口数が3億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

#### 6. 解約請求等に関する留意点

当ファンドは、サンパウロの銀行休業日またはサンパウロ証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の場合には、解約請求の受付は行いません。なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託会社の判断で解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた解約請求を取消すことがあります。

#### 7. 投資信託証券への投資に関する留意点

当ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する上場投資信託証券(ETF)を投資対象としますが、当該投資信託証券の価格の騰落率と当該指数の騰落率は必ずしも一致しません。この要因は、主として、個別銘柄の組入比率と指数の構成比率のずれ、売買価格と評価価格のずれ、先物取引を利用した場合の先物価格と指数のずれ、売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。

#### 8. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### (2) 投資リスクに対する管理体制

#### ・委託会社におけるリスク管理体制

##### 1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

##### 2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

##### 3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

##### 4. 運用評価委員会

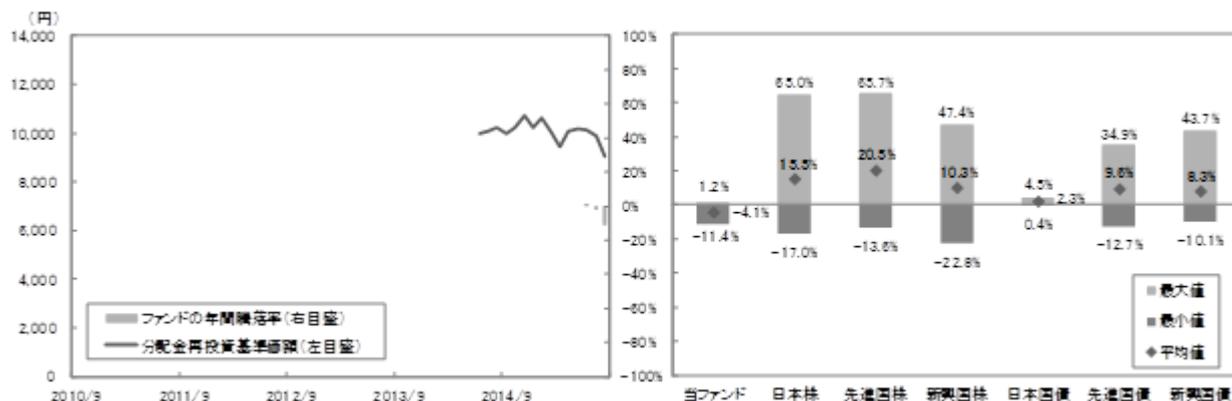
月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

### <参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成22年9月～平成27年8月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最少を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

当ファンドは平成26年6月27日設定のため、分配金再投資基準価額は平成26年6月～平成27年8月、当ファンドの年間騰落率および平均値・最大値・最小値は平成27年6月～平成27年8月の値を記載しています。

騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株：TOPIX配当込み指数

先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）

新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

平成26年6月9日（月）から平成26年6月26日（木）までの間、販売会社において取得申込を受け付けました。申込手数料は、1口当たり1円に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した額とします。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5444%（税抜年1.43%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、信託報酬の総額は、次の通り計算期間により異なります。また、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

計算期間	設定日から 平成27年7月27日まで	平成27年7月28日から 平成28年7月25日まで	平成28年7月26日以降
信託報酬	1.5444%（税抜1.43%）	0.8964%（税抜0.83%）	0.6804%（税抜0.63%）
委託会社	1.0800%（税抜1.00%）	0.4320%（税抜0.40%）	0.2160%（税抜0.20%）
販売会社	0.4320%（税抜0.40%）	0.4320%（税抜0.40%）	0.4320%（税抜0.40%）
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	0.0324%（税抜0.03%）	0.0324%（税抜0.03%）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成に要する費用等が含まれます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に当該期間末の受益権口数に対応する金額が、ならびに一部解約または信託終了のときに当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が、信託財産から支払われます。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

## （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載していません。

当ファンドが投資対象とする上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用等は表示していません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記(1)から(4)の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

前記は平成27年8月末日現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。  
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成27年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ブラジル	618,916,118	64.60
投資信託受益証券	日本	328,833,000	34.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,361,659	1.08
合計（純資産総額）		958,110,777	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 1.組入銘柄（平成27年8月31日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
ブラ ジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	23,200,000	2,432.33	564,301,580	2,667.74	618,916,118	0	2017/7/1	64.60
日本	投資信託 受益証券	日経225連動型上場 投資信託 / 野村	17,100	15,552.94	265,955,274	19,230	328,833,000	-	-	34.32

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

## 2.種類別及び業種別比率（平成27年8月31日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	64.60
投資信託受益証券	34.32
合計	98.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末	（分配付）	1,044,809,731	（分配付）	9,776
（平成27年7月27日）	（分配落）	1,044,809,731	（分配落）	9,776
平成26年 8月末		1,136,240,712		10,224
9月末		1,106,370,369		9,964
10月末		1,133,839,214		10,212

11月末	1,185,171,493	10,698
12月末	1,125,644,447	10,240
平成27年 1月末	1,158,075,697	10,601
2月末	1,093,556,715	10,010
3月末	1,028,622,135	9,458
4月末	1,093,618,909	10,080
5月末	1,099,863,009	10,158
6月末	1,086,351,047	10,106
7月末	1,052,563,121	9,858
8月末	958,110,777	9,060

## 【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成26年 6月27日	0円
	至 平成27年 7月27日	

## 【収益率の推移】

期 間		収益率
第1期	自 平成26年 6月27日	2.2%
	至 平成27年 7月27日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末分配落基準価額の代わりに当初元本（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

## （４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第1期	自 平成26年 6月27日	1,111,298,322	42,586,413
	至 平成27年 7月27日		

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1期の設定口数は、当初設定口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1) 取得申込の受付

平成26年6月9日（月）から平成26年6月26日（木）までの間、販売会社において取得申込の受付を行いました。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われず。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### 2) 申込単位・申込価額

申込単位は販売会社が定めるものとします。

申込価額は、1口当たり1円に申込手数料を加算した価額とします。申込手数料は、1口当たり1円に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がサンパウロの銀行休業日またはサンパウロ証券取引所の休業日のいずれかと同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した額とします。

一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

1. 基準価額とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をそのときの受益権口数で除して得た額をいいます。
2. 組入債券の評価は、原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額(売気配相場を除く。)のいずれかにより評価します。組入投資信託証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。外貨建て資産の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって評価します。
3. 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

#### (3)【信託期間】

平成26年6月27日(金)から平成29年7月25日(火)までとします。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年7月26日から翌年7月25日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から平成27年7月27日までとし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

#### (5)【その他】

##### 1. 信託の終了

投資信託契約の解約

- 1) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部解約により受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、基準価額が12,000円以上となった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、この場合の信託終了日は、基準価額が当該水準に達した日から3ヵ月以内の委託会社の指定する日とします。ただし、基準価額が当該水準に達した日から信託終了日までの期間が3ヵ月に満たない場合には、本項の規定にかかわらず信託終了日をもって信託を終了させる場合があります。
- 3) 委託会社は、前記1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 4) 前記3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5) 前記3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 6) 前記3)から5)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3)から5)までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- 1) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更等における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 3. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 5. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 6. 運用報告書

委託会社は、原則として年1回（7月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### 7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 8. 関係会社との契約の更改

##### ・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

### 1. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

### 2. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いし

ます。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 3．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第35条の規定により、平成26年6月27日から平成27年7月27日までとしております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成26年6月27日から平成27年7月27日まで）の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダブルエンジン 14-06

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成27年7月27日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	14,414,066
国債証券	677,442,918
投資信託受益証券	358,629,000
未収配当金	4,025,000
未収利息	3
流動資産合計	1,054,510,987
資産合計	1,054,510,987
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	203,533
未払委託者報酬	9,497,723
流動負債合計	9,701,256
負債合計	9,701,256
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,068,711,909
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,902,178
元本等合計	1,044,809,731
純資産合計	1,044,809,731
負債純資産合計	1,054,510,987

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期
	自 平成26年6月27日
	至 平成27年7月27日
営業収益	
受取配当金	7,686,600
受取利息	4,111
有価証券売買等損益	149,946,652
為替差損益	161,224,988
営業収益合計	3,587,625
営業費用	
受託者報酬	389,224
委託者報酬	18,163,590
その他費用	1,045,225
営業費用合計	19,598,039
営業損失( )	23,185,664
経常損失( )	23,185,664
当期純損失( )	23,185,664
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	716,514
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	716,514
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	23,902,178

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p> <p>(2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成27年7月27日現在)
1. 設定年月日	平成26年6月27日
設定元本額	1,111,298,322円
期首元本額	1,111,298,322円
元本残存率	96.1%
2. 受益権の総数	1,068,711,909口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,902,178円であります。

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第1期	
	自	平成26年6月27日 至 平成27年7月27日
分配金の計算過程		
当ファンドの配当等収益額		7,690,711円
配当等収益合計額		7,690,711円
経費		19,598,039円
差引配当等収益額		11,907,328円
当ファンドの当期末残存受益権口数		1,068,711,909口
当ファンドの期中平均残存受益権口数		1,098,216,060口
分配可能額		0円
1万口当たり分配可能額		0円
1万口当たりの分配額		0円
収益分配金金額		0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期	
	自	平成26年6月27日 至 平成27年7月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>	

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成27年7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 (平成27年7月27日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	54,464,686
投資信託受益証券	89,563,138
合計	144,027,824

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

項目	第1期 (平成27年7月27日現在)
1口当たり純資産額	0.9776円
(1万口当たり純資産額)	(9,776円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表（平成27年7月27日現在）

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券 計	日経225連動型上場投資信託 / 野村	17,300	358,629,000	
			17,300	358,629,000	
				358,629,000	
ブラジル・リアル	国債証券 計	REPUBLIC OF BRAZIL 0.0000% 07/01/2017	23,500,000.00	18,378,809.50	
			23,500,000.00	18,378,809.50	
				(677,442,918)	
				18,378,809.50	
				(677,442,918)	
合計				1,036,071,918	
				(677,442,918)	

- (注) 1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。  
2. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
3. 合計欄の記載は邦貨額であり、( )内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジル・リアル	国債証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

（平成27年8月31日現在）

資産総額	967,529,679 円
負債総額	9,418,902 円
純資産総額（ - ）	958,110,777 円
発行済数量（口）	1,057,541,430 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9060 円
（1万口当たりの純資産額）	（9,060 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### 1．名義書換

該当事項はありません。

#### 2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### 3．譲渡制限

該当事項はありません。

#### 4．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

#### 7．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

（平成27年8月末日現在）

- ・ 資本金の額 500,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）  
平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。

・ 会社の機構

#### （1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

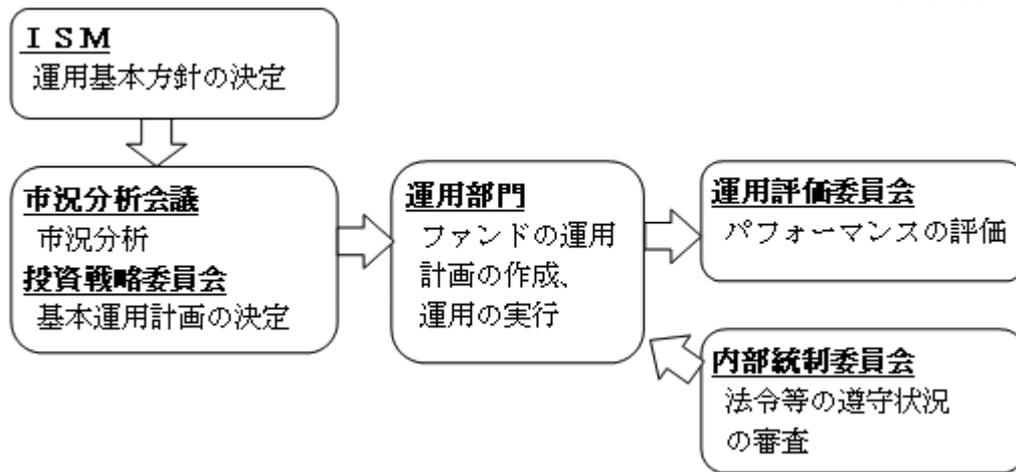
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

#### （2）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成27年8月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	96	348,745 百万円
追加型株式投資信託	65	402,255 百万円
合計	161	751,001 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。  
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第30期事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、PwCあらた監査法人により監査を受けております。  
なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人になりました。  
また、第31期事業年度に係る中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。
4. 当社は、平成25年6月28日の株主総会の決議において、パインブリッジ・グループの連結決算日との統一による事業運営の効率化を目的として、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となっております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)		第30期 (平成26年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	1,054,823	*2	1,131,729
前払費用		62,688		52,730
未収入金		150,987		128,041
未収委託者報酬		1,181,050		1,344,923
未収運用受託報酬		359,900		464,231
立替金		36,558		15,241
流動資産合計		2,846,010		3,136,897
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	67,619	*1	57,316
工具器具備品	*1	22,002	*1	11,792
有形固定資産合計		89,622		69,109
無形固定資産				
ソフトウェア		29,376		17,481
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		33,252		21,357
投資その他の資産				
投資有価証券		88,890		84,980
関係会社株式		385,081		457,209
敷金保証金		134,605		125,600
長期前払費用		31,724		20,869
預託金		74		74
投資その他の資産合計		640,376		688,734
固定資産合計		763,250		779,200
資産合計		3,609,261		3,916,098

(単位:千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
関係会社短期借入金	-	83,776
預り金	13,216	25,329
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	520,443	600,715
その他未払金	172,600	119,916
未払費用	1,422,422	943,036
未払役員賞与	-	150,033
前受収益	10,655	10,655
未払法人税等	13,225	95,546
未払消費税等	32,179	121,509
賞与引当金	32,348	48,469
役員賞与引当金	11,673	22,364
流動負債合計	2,233,957	2,226,542
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	82,509	83,482
役員退職慰労引当金	28,631	29,459
長期前受収益	31,091	20,436
その他	24,063	41,624
固定負債合計	166,295	175,002
負債合計	2,400,253	2,401,545
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	500,000	500,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	31,736	31,736
資本剰余金合計	31,736	31,736
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	265,112	265,112
<b>その他利益剰余金</b>		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	193,268	502,723
利益剰余金合計	688,381	997,836
株主資本合計	1,220,117	1,529,573
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	11,110	15,020
評価・換算差額等合計	11,110	15,020
純資産合計	1,209,007	1,514,553
負債・純資産合計	3,609,261	3,916,098



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自平成25年 4月 1日 至平成25年12月31日)	第30期 (自平成26年 1月 1日 至平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,793,108	7,126,099
運用受託報酬	805,484	1,504,260
その他営業収益	46,572	74,206
営業収益合計	5,645,166	8,704,566
営業費用		
支払手数料	2,172,727	3,286,668
広告宣伝費	43,408	35,630
公告費	-	1,222
調査費		
調査費	521,785	749,609
委託調査費	1,095,890	1,819,942
営業雑経費		
通信費	19,651	23,895
印刷費	97,125	137,172
協会費	5,333	7,354
図書費	1,504	2,440
営業費用合計	3,957,427	6,063,935
一般管理費		
給料		
役員報酬	22,950	45,766
給料・手当	559,077	739,839
賞与	198,405	218,622
役員賞与	18,262	163,350
賞与引当金繰入	32,348	48,469
役員賞与引当金繰入	11,673	22,364
交際費	1,372	2,717
寄付金	577	2,076
旅費交通費	32,435	43,990
租税公課	8,794	15,017
不動産賃借料	126,594	144,855
退職給付費用	31,322	40,309
役員退職慰労引当金繰入	621	828
固定資産減価償却費	36,017	33,731
業務委託費	363,194	603,783
諸経費	89,550	89,282
一般管理費合計	1,533,197	2,215,005
営業利益又は営業損失（ ）	154,540	425,625
営業外収益		
受取利息	86	62
雑収入	92	155
営業外収益合計	178	218

営業外費用			
為替差損		16,708	11,736
支払利息		-	1,956
雑損失		-	732
その他		6	-
営業外費用合計		16,714	14,425
経常利益又は経常損失( )		138,004	411,418
特別損失			
固定資産除却損	*1	5,272	*1 1,104
退職特別加算金		33,315	-
特別損失合計		38,587	1,104
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )		99,417	410,314
法人税、住民税及び事業税		20,144	100,858
法人税等合計		20,144	100,858
当期純利益又は当期純損失( )		79,272	309,455

## (3)【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成25年4月1日至 平成25年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
					任意積 立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	113,995	609,108	1,140,845	11,950	11,950	1,128,895
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	79,272	79,272	79,272	-	-	79,272
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	840	840	840
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	79,272	79,272	79,272	840	840	80,112
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	193,268	688,381	1,220,117	11,110	11,110	1,209,007

第30期（自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
					任意積 立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	193,268	688,381	1,220,117	11,110	11,110	1,209,007
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	309,455	309,455	309,455	-	-	309,455
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,910	3,910	3,910
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	309,455	309,455	309,455	3,910	3,910	305,545
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	15,020	15,020	1,514,553

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。</p> <p>(2)無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。</p> <p>(3)長期前払費用 定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。</p> <p>(2)決算日の変更に関する事項 当社は、平成25年6月28日の株主総会の決議において、パインブリッジ・グループの連結決算日との統一による事業運営の効率化を目的として、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となっております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 平成25年12月31日現在	第30期 平成26年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 72,579 千円	建物附属設備 82,882 千円
工具器具備品 111,356 千円	工具器具備品 109,377 千円
*2 信託資産	*2 信託資産
現金・預金のうち、10,145千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	現金・預金のうち、10,148千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

(損益計算書関係)

第29期 自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	第30期 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日
*1 固定資産除却損は、建物附属設備3,488千円、工具器具備品1,783千円であります。	*1 固定資産除却損は、工具器具備品790千円、ソフトウェア313千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
未経過リース料期末残高相当額		未経過リース料期末残高相当額	
1年内	135,087 千円	1年内	67,543 千円
1年超	67,543 千円	1年超	- 千円
合 計	202,630 千円	合 計	67,543 千円

## （金融商品関係）

第29期（自 平成25年4月1日至 平成25年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,054,823	1,054,823	-
2)未収委託者報酬	1,181,050	1,181,050	-
3)未収運用受託報酬	359,900	359,900	-
資産計	2,595,773	2,595,773	-
1)未払費用	1,422,422	1,422,422	-
2)未払手数料	520,443	520,443	-
負債計	1,942,865	1,942,865	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額385,081千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,054,823	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,181,050	-	-	-
3)未収運用受託報酬	359,900	-	-	-
合計	2,595,773	-	-	-

第30期（自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、当期は子会社への増資にあたり、所要資金を当社親会社からの借入金により充たいたしました。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少で

あります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

#### 流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,131,729	1,131,729	-
2)未収委託者報酬	1,344,923	1,344,923	-
3)未収運用受託報酬	464,231	464,231	-
資産計	2,940,883	2,940,883	-
1)未払費用	943,036	943,036	-
2)未払手数料	600,715	600,715	-
負債計	1,543,751	1,543,751	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

##### 1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### 1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式(貸借対照表計上額457,209千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,131,729	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,344,923	-	-	-
3)未収運用受託報酬	464,231	-	-	-
合計	2,940,883	-	-	-

## （有価証券関係）

第29期 平成25年12月31日現在				第30期 平成26年12月31日現在			
1. 子会社株式 (単位：千円)				1. 子会社株式 (単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額			区分	貸借対照表計上額		
子会社株式	385,081			子会社株式	457,209		
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。				上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。			
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	88,890	100,000	11,110	投資信託受益証券	84,980	100,000	15,020
3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。			

## （退職給付関係）

## 第29期（平成25年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要	
<p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>	
2. 確定給付制度	
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
	千円
期首における退職給付引当金	92,637
退職給付費用	9,297
退職給付の支払額	19,425
期末における退職給付引当金	82,509
(2) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	9,297千円
3. 確定拠出制度	

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,025千円であります。

第30期（平成26年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	82,509
退職給付費用	12,796
退職給付の支払額	11,824
期末における退職給付引当金	83,482

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 12,796千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,513千円であります。

(税効果会計関係)

第29期 平成25年12月31日現在	第30期 平成26年12月31日現在
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認	未払金否認
29,743	17,378
賞与引当金否認	賞与引当金否認
89,248	110,849
減価償却超過額	退職給付引当金否認
9,841	26,908
退職給付引当金否認	役員退職慰労引当金否認
29,406	9,616
役員退職慰労引当金否認	前受収益
10,204	10,475
繰越欠損金	資産除去債務
718,427	12,046
その他	繰越欠損金
60,344	458,713
	その他
	45,379
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
947,213	691,364
評価性引当額	評価性引当額
947,213	691,364
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
38.0%	38.0%
(調整)	(調整)
住民税均等割	住民税均等割
2.9%	0.9%
特定同族会社の留保金課税額	特定同族会社の留保金課税額
7.3%	10.5%
評価性引当額	評価性引当額
29.1%	24.6%
その他	その他
2.5%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
21.6%	24.6%

## （セグメント情報等）

第29期 平成25年12月31日現在				第30期 平成26年12月31日現在			
1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。				1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。			
2.関連情報 (1)製品及びサービス毎の情報  (単位：千円)				2.関連情報 (1)製品及びサービス毎の情報  (単位：千円)			
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	4,793,108	805,484	46,572	外部顧客への営業収益	7,126,099	1,504,260	74,206
(2)地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。				(2)地域毎の情報 営業収益			
有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。				有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。			
(3)主要な顧客毎の情報				(3)主要な顧客毎の情報			
顧客の名称又は氏名		営業収益（千円）		外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。			
年金バランス50ファンド （適格機関投資家向け）		609,309					
パインブリッジ新成長国債券プラス		645,343					
当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。							

## （関連当事者情報）

第29期（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

## 1.関連当事者との取引

## (1)親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

## (2)財務諸表提出会社の子会社

該当事項ありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 159,682	持株会社	-	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 384,325	未払費用	千円 545,018
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 35,333	未収入金	千円 66,839
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 20,273	未収入金	千円 58,842
								委託調査費の支払 *2	千円 400,146	未払費用	千円 160,159

## (取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

## (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

## 第30期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	金銭の借入 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 83,776

## (2) 財務諸表提出会社の子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッド	インド、ムンバイ	千INドル 5,053,755	持株会社	所有直接 92.05%	-	-	増資の引受 *2	千円 72,128	-	-

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *3	科目	期末残高 *3
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 170,076	持株会社	-	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 608,285	未払費用	千円 101,741
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 72,718	未収入金	千円 59,261
								委託調査費の支払 *4	千円 370,953	未払費用	千円 114,786
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 629,054	未払費用	千円 188,058

## (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- \*1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成26年1月14日から平成27年6月30日、及び平成26年3月26日から平成27年3月25日となっており、支払利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。尚、担保は差し入れておりません。
- \*2 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- \*3 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

## (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	
1株当たり純資産額	29,487円99銭	1株当たり純資産額	36,940円32銭
1株当たり当期純利益金額	1,933円47銭	1株当たり当期純利益金額	7,547円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	
当期純利益	79,272 千円	当期純利益	309,455 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	79,272 千円	普通株主に係る当期純利益	309,455 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,000 株

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間末 (平成27年6月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	*1	1,038,873
前払費用		52,378
未収入金		18,140
未収委託者報酬		1,359,455
未収運用受託報酬		465,907
立替金		21,043
流動資産合計		2,955,799
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*2	52,996
工具器具備品	*2	9,760
有形固定資産合計		62,756
無形固定資産		
ソフトウェア		12,187
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		16,062
投資その他の資産		
投資有価証券		85,030
関係会社株式		457,209
敷金保証金		121,098
長期前払費用		15,441
預託金		74
投資その他の資産合計		678,854
固定資産合計		757,673
資産合計		3,713,472

(単位:千円)

第31期中間会計期間末  
(平成27年6月30日現在)

負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金		85,743
預り金		24,674
未払手数料		607,559
その他未払金		132,815
未払費用		659,200
前受収益		10,655
未払法人税等		14,989
未払消費税等	*3	60,565
賞与引当金		182,087
役員賞与引当金		123,326
流動負債合計		<u>1,901,616</u>
固定負債		
退職給付引当金		85,630
役員退職慰労引当金		30,500
長期前受収益		15,108
その他		44,068
固定負債合計		<u>175,307</u>
負債合計		<u>2,076,923</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		31,736
資本剰余金合計		<u>31,736</u>
利益剰余金		
利益準備金		265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		230,000
繰越利益剰余金		624,669
利益剰余金合計		<u>1,119,782</u>
株主資本合計		<u>1,651,519</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		14,970
評価・換算差額等合計		<u>14,970</u>
純資産合計		<u>1,636,549</u>
負債・純資産合計		<u>3,713,472</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期 中間会計期間 (自平成27年 1月 1日 至平成27年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		3,842,866
運用受託報酬		810,274
その他営業収益		45,706
営業収益合計		<u>4,698,847</u>
営業費用及び一般管理費	*1	<u>4,540,339</u>
営業利益		<u>158,508</u>
営業外収益		
受取利息		40
雑収入		479
営業外収益合計		<u>519</u>
営業外費用		
支払利息		1,213
為替差損		25,866
雑損失		1
営業外費用合計		<u>27,082</u>
経常利益		<u>131,946</u>
税引前中間純利益		<u>131,946</u>
法人税、住民税及び事業税		10,000
法人税等合計		<u>10,000</u>
中間純利益		<u>121,945</u>

## (3)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

（単位:千円）

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
				任意積 立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	15,020	15,020	1,514,553
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	-	-	-	121,945	121,945	121,945	-	-	121,945
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	50
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	121,945	121,945	121,945	50	50	121,995
当中間期末残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	624,669	1,119,782	1,651,519	14,970	14,970	1,636,549

## 重要な会計方針

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。</p> <p>(2)無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。</p> <p>(3)長期前払費用 定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第31期 中間会計期間末 平成27年6月30日現在	
*1. 信託資産	現金・預金のうち、10,150千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
*2. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 87,202 千円 工具器具備品 111,410 千円
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日		
*1. 減価償却実施額	有形固定資産	6,352 千円
	無形固定資産	5,294 千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません			
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません			
4. 配当に関する事項	該当事項はありません			

## (金融商品関係)

第31期 中間会計期間（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,038,873	1,038,873	-
2) 未収委託者報酬	1,359,455	1,359,455	-
3) 未収運用受託報酬	465,907	465,907	-
資産計	2,864,237	2,864,237	-
1) 未払費用	659,200	659,200	-
2) 未払手数料	607,559	607,559	-
負債計	1,266,759	1,266,759	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額457,209千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## （有価証券関係）

第31期 中間会計期間末  
平成27年6月30日現在

## 1. 関係会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	457,209

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	85,030	100,000	14,970

## （セグメント情報等）

第31期 中間会計期間  
自 平成27年1月 1日  
至 平成27年6月30日

## 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	3,842,866	810,274	45,706	4,698,847

## (2) 地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	その他	合計
4,089,901	548,158	60,788	4,698,847

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## ( 1 株当たり情報 )

第31期 中間会計期間	
自 平成27年1月 1日	
至 平成27年6月30日	
1株当たり純資産額	39,915円83銭
1株当たり中間純利益金額	2,974円29銭
(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	121,945千円
普通株式に係る中間純利益	121,945千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	41,000株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1)「受託会社」

名称及び資本金の額（平成27年3月末日現在）

三井住友信託銀行株式会社 342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### 2)「販売会社」

名称及び資本金の額（平成27年3月末日現在）

a. 株式会社東北銀行 13,233百万円

b. 中銀証券株式会社 2,000百万円

事業の内容

a. 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

b. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

### 2【関係業務の概要】

#### 1)「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

#### 2)「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

#### 1)「受託会社」

該当事項はありません。

#### 2)「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（平成27年3月末日現在）

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金 : 51,000百万円

資本構成 : リソナ銀行：33.33%、三井住友トラスト・ホールディングス：66.66%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

**第3【参考情報】**

平成26年 5月23日 有価証券届出書 提出

平成27年 3月16日 半期報告書 提出

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月9日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
取締役会御中

### PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダブルエンジン 14-06の平成26年6月27日から平成27年7月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブルエンジン 14-06の平成27年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年9月15日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

### PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。